

久喜市商工会補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市商工会補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第164号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

地域商工業基盤の確立のために要する経費であって、総務委員会関係費、総合振興委員会関係費、まちづくり協議会関係費、広報委員会関係費、小規模事業者販路開拓等支援開拓費その他市長が必要と認められた経費

」

を

「

地域商工業基盤の確立のために要する経費であって、総務委員会関係費、総合振興委員会関係費、まちづくり協議会関係費、広報委員会関係費、小規模事業者販路開拓等支援開拓費、創業支援奨励金関係費その他市長が必要と認められた経費

」

に、

「

補助対象経費の1
／3以内の額とす
る。ただし、総合
振興費のうち、小
規模事業者販路開
拓等支援関係費に
ついては、補助対
象経費の1／2以
内の額とする。

」

を

「

補助対象経費の1
／3以内の額とす
る。ただし、総合
振興費のうち、小
規模事業者販路開
拓等支援関係費及
び創業支援奨励金
関係費について
は、補助対象経費
の1／2以内の額
とする。

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。